

市からの
お願い

市・県民税申告相談の前に ご確認ください

【申告相談受付期間】
2月1日(月)～3月15日(月)

令和3年度(令和2年分)の市・県民税の申告相談を2月1日(月)から3月15日(月)まで実施します。順番待ちや申告受付にかかる時間を短縮するため、次に該当する方は、内容をご確認のうえご来場ください。なお、日時や会場については、広報ひらかわ12月号をご覧ください。

1 医療費控除の申告をされる方

1年間に支払った医療費の総額、支払った医療費に対して生命保険や高額療養費などで補てんされた金額を計算し、「医療費控除の明細書」を作成する。
※今回の申告から「医療費控除の明細書」の添付が必須になります。

2 農業、営業などの事業所得や不動産所得のある方

科目ごとに仕分けした経費の金額、収入・支出の合計金額を計算し「収支内訳書」を作成する。

3 消費税確定申告者・事業収入が1,000万円を超える方

黒石税務署での申告となります。

※消費税課税対象者は消費税の軽減税率制度導入に伴い、仕入れや経費が税率ごとに「区分経理」された帳簿に基づき、消費税の確定申告書を作成する必要があります。「経理区分」の詳細は黒石税務署(☎52-4111)へお問い合わせください。



- 所得税の還付申告をされる方は、源泉徴収票(写しでも可)、申告者本人名義の口座番号のわかるもの、マイナンバーのわかるものを忘れずに持参してください。
- 3月16日(火)以降の確定申告書は、本人が税務署へ郵送もしくは直接持参することになります。

【問合せ】 税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線 1241)

国民健康保険税の社会保険料控除について

納付した国民健康保険税は、確定申告などで社会保険料控除として申告することができます。確定申告のときに国民健康保険税を納付した領収書や証明書を添付する必要はありませんが、納付額を確認したい場合や領収書を紛失した場合は税務課や各支所の窓口で、納付確認書を無料で交付していますのでご利用ください。

なお、国民健康保険税は世帯主が納税義務者となり、加入者個人ごとの納付額に関する対応はいたしかねますのでご了承ください。

【問合せ】 税務課 収納係 ☎44-1111 (内線 1265)

黒石税務署からの
お知らせ

令和2年分確定申告書作成会場をご利用の方へ

黒石税務署の申告書作成会場は、
黒石税務署1階会議室(仮設庁舎)です。
(黒石市西ヶ丘15番地)

●開設期間

2月1日(月)～3月15日(月)
(土日祝日を除く)

●開設時間

9:00～17:00(受付は9:00～16:00)

●注意事項

申告書作成会場の混雑緩和のため、**会場への入場には「入場整理券」が必要です。**「入場整理券」は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。

※配付方法の詳細は、国税庁ホームページによりお知らせします。(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/nyujo.htm)

※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】 黒石税務署 ☎52-4111

※1月15日から3月15日の期間は、自動音声案内で「0」番を選択してください。確定申告に関する相談は専用窓口で対応します。それ以外の期間は「1」番を選択してください。「電話相談センター」につながります。